

ID: 182

担当部署: 産業観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町フルーツの里食文化伝承館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第139号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第9条 利用の許可を受けた利用者は、月額5万円を納付しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日